

第189号議案

特別職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の退職手当に関する条例(平成元年島根県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「100分の60」を「100分の51」に改め、同条第2号中「100分の43」を「100分の36」に改め、同条第3号中「100分の17」を「100分の14」に改める。

(島根県病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 島根県病院事業管理者の給与等に関する条例(平成19年島根県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「100分の26」を「100分の22」に改める。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成12年島根県条例第62号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「100分の26」を「100分の22」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。